

警報発表時の対応について

岐阜県立大垣商業高等学校 全日制

岐阜地方気象台から、大垣市（学校が所在する地域）、通学する経路の地域、生徒の居住する地域に各種警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

(1) 大垣市に警報が発表されている場合、下記(ア)(イ)(ウ)に従う。

(ア) 午前6時35分までに解除された場合

・・・通常通りの授業を行う。

(イ) 午前6時35分より午前11時までに解除された場合

・・・解除後2時間を経てから授業を開始する。

(ウ) 午前11時以降に解除された場合

・・・臨時休業とし、家庭学習とする。

(2) 大垣市に警報が発表されていない場合、生徒が居住する地域や通学する経路の地域に警報が発表されている場合、当該生徒は下記(ア)(イ)(ウ)に従う。この場合、学校では授業が行われる。

(ア) 午前6時35分までに解除された場合

・・・通常通り登校する。

(イ) 午前6時35分より午前11時までに解除された場合

・・・解除後2時間後までを公欠扱いとし、それまでに登校する。

(ウ) 午前11時以降に解除された場合

・・・登校しないで、家庭学習とする。(1日公欠扱いとする。)

※ただし、(ア)(イ)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。これらの場合、必ず学校に連絡すること。

2 登校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

(1) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

(1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

(2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。

(3) 下校時刻が変更になる場合、メール・学校HP等で学校から家庭へ連絡する。

(4) 警報解除後に帰宅する場合、自宅へ到着したことをメール・電話等で学校へ連絡する。

(5) 警報発表前・発表中・解除後にかかわらず、保護者に引き渡したほうが安全であると判断した場合は、電話・メール等で連絡し保護者に引き渡して下校する措置をとる。(別紙参照)

4 その他

(1) 学校待機に備え、学校内に全生徒分の水や食料を備蓄します。

(2) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。

(3) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報(学校HP・メール等)に注意すること。

(4) 揖斐川等河川の氾濫の危険がある場合は、3階以上の建物に避難し安全が確保されるまで待機する。